

美瑛町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 3 年 3 月 改訂

(令和 4 年 6 月 一部改訂)

目 次

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象範囲	2

第2章 公共施設の現状

1. 公共建築物の現状	3
2. インフラ資産の現状	4

第3章 本町の現状と課題

1. 人口の推移	5
2. 財政状況	6

第4章 将来更新費用の推計と本計画の数値目標

1. 将来更新費用の推計	8
2. 本計画の数値目標	10

第5章 公共施設マネジメントに関する考え方

1. 公共施設等の維持管理に関する方針	11
2. 施設類型毎の管理に関する基本的な方針	14
3. インフラ等整備実施事業について	16

第6章 公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制	17
2. 情報等の共有	18
3. 町民等との協働	18
4. PDCAサイクルの確立	18

第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

本町では、今後の人口減少と高齢化の進展が予想される中、公共施設の老朽化が進むことにより、町民の生活の安全・安心にも影響を及ぼす可能性があることから、老朽化による事故等を未然に防ぐため、今後改修や更新等が必要となり、多額な費用が必要になると見込まれています。

しかし、社会経済情勢が変化する中、現在保有している公共施設の全てを最適な状態で維持していくことは、財政的に厳しい状況になっていくことが予想されます。

そのため、中長期的な視点を持って、今後の人口動向や町民のニーズに応じた、公共建築物の最適な配置、施設の長寿命化及び維持管理の適正化を推進し、町民が安心して利用できる公共施設を将来にわたり持続的に提供していくことや、更新等に係る財政負担の軽減、平準化を図ることが必要であり、今後の適切なマネジメント実施に向け「美瑛町公共施設等総合管理計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

上位計画である「美瑛町まちづくり総合計画」（2016年～2025年）との整合を図り、将来にわたって美瑛町が維持・発展することができるようなまちづくりを目指します。

また、「美瑛町公共施設等総合管理計画」は、各種公共施設及びインフラ等に関するマネジメント計画の上位計画として位置づけ、対象とする町有財産の維持管理を総合的かつ計画的に進めます。

3. 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和32年度までの30年間とし、今後の上位計画や社会情勢の変化などの状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

公有財産のうち、全ての公共施設を対象とします。

【本計画の範囲】

施設区分	施設類型
公共建築物	庁舎等、福祉関連施設、子育て支援施設、学校施設、公営住宅、体育施設、 公民館等施設、公営企業関係施設、その他施設
土木系公共施設	橋りょう、上水道、下水道、公園、その他

第2章 公共施設の現状

1. 公共建築物の現状

これまでに、本町では人口増加や行政需要に対応して、学校、庁舎、町営住宅などの公共施設や道路、橋りょう、上下水道などのインフラ系施設を建設し、町民の生活基盤の構築、地域コミュニティの維持に向けて必要な整備を行ってきました。

現在、美瑛町個別施設計画に示されている公共施設は366施設ありますが、年代別の建設棟数を見ると1970年代から1980年代までの建設が多く、1970年代が最も多い138施設（37.7%）、次いで1980年代が65施設（17.8%）、1990年代と2010年代がともに49施設（13.4%）となっています。

■2020年3月31日現在の施設分類別棟数と総面積

施設分類	施設数（棟）	総面積（㎡）
庁舎等	4	6,801.83
福祉関連施設	12	8,994.83
子育て支援施設	9	3,861.10
学校施設	25	27,469.00
公営住宅	194	37,839.07
体育施設	17	6,550.18
公民館等施設	6	3,625.23
公営企業関係施設	4	7,092.00
その他施設	95	36,958.09
合計	366	139,191.33

（資料：美瑛町「個別施設計画」より）

■年代別・施設分類別棟数

（単位：棟）

番号	施設分類名	～1969年	1970～79年	1980～89年	1990～99年	2000～09年	2010～19年	不明	合計
1	庁舎等	0	0	0	2	2	0		4
2	福祉関連施設	0	1	0	4	4	3		12
3	子育て支援施設	0	4	2	1	0	2		9
4	学校施設	0	10	13	1	0	1		25
5	公営住宅	15	89	29	24	19	18		194
6	体育施設	0	5	6	0	4	2		17
7	公民館等施設	1	3	0	0	1	1		6
8	公営企業関係施設	0	3	0	1	0	0		4
9	その他施設	6	23	15	16	10	22	3	95
合計		22	138	65	49	40	49	3	366

（資料：美瑛町「個別施設計画」より）

2. インフラ資産の現状

(1) 道路

本町が所有し、管理する道路は総延長 699km、面積は 4,495.324 m²となっています。

(2) 橋りょう

本町が所有し、管理する橋りょうは 3.54km、面積は 26,927 m²となっています。

(3) 公園

本町が所有し、管理する公園は 41 箇所、面積は 86.58ha となっています。

(4) 上水道

上水道の管路の状況については以下の表のとおりです。

その他、6 か所の水源、浄水場（5 施設）、ポンプ室（4 施設）、配水池（13 施設）を有しています。

種別	延長 (m)
導水管	9,958
送水管	45,496
配水管	60,760
合計	116,214

(5) 下水道

下水道の管路の状況については以下の表のとおりです。

その他、下水処理場（1 施設）、マンホールポンプ所（3 施設）を有しています。

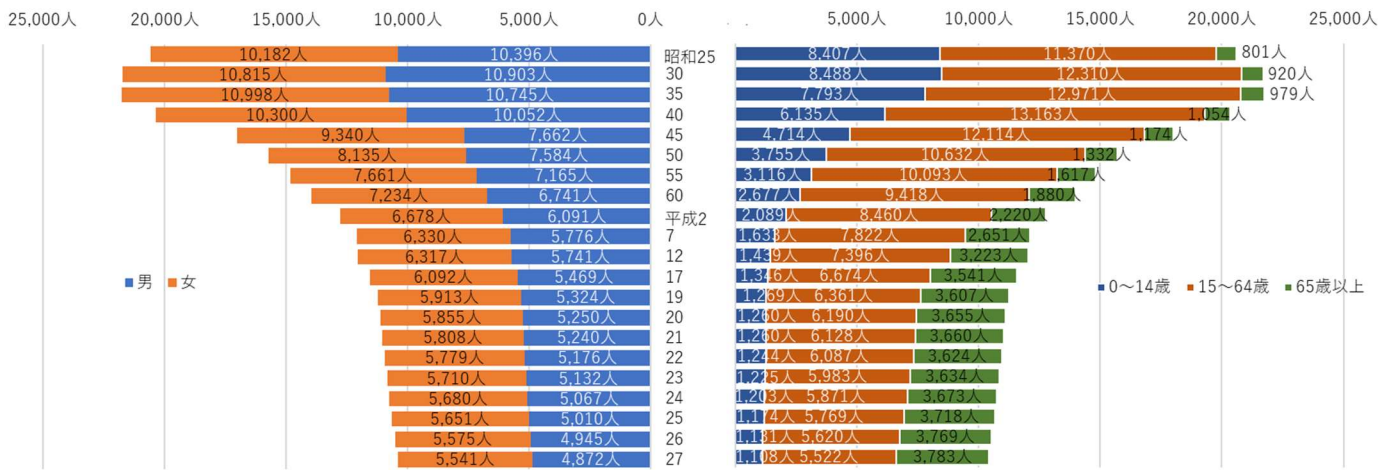
種別	延長 (m)
雨水管	54,585
污水管	66,369
合計	120,954

第3章 本町の現状と課題

1. 人口の推移

本町では、昭和35年の21,743人をピークに人口減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口は、令和7年で9,309人と人口が減り続けると推計されています。

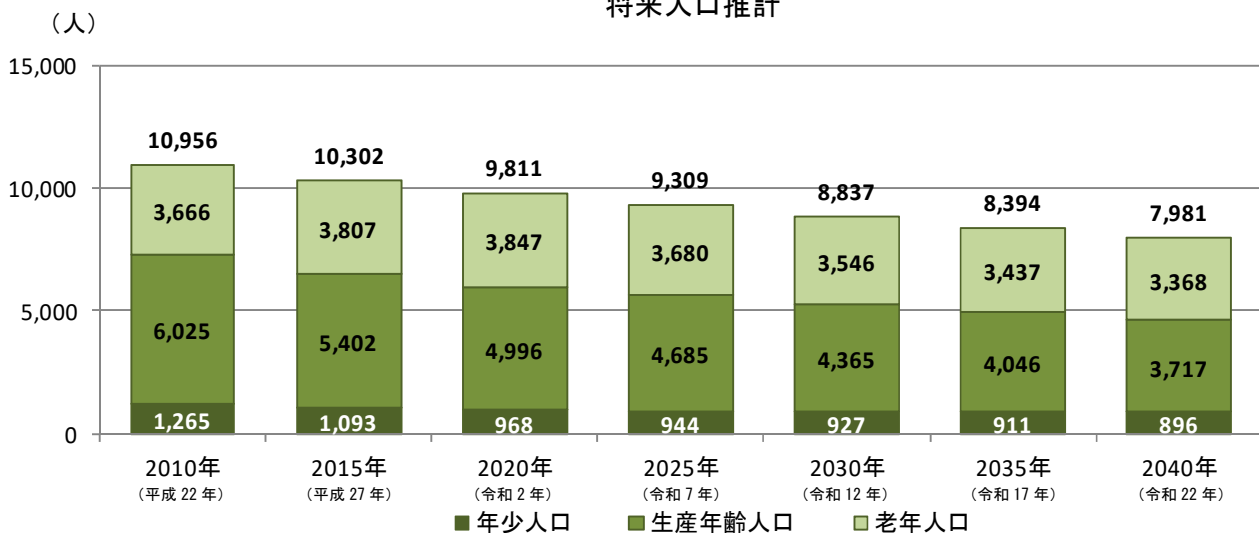
高齢化率は、平成22年の33.5%から令和7年には39.5%となり、年少人口(0歳~14歳)の比率が11.5%から10.2%に、生産年齢人口(15歳~64歳)の比率が55%から50.3%に減少し、少子高齢化が一層進展することが予想されています。



【男女別】

【年齢別】

将来人口推計



(資料：美瑛町まちづくり総合計画)

2. 財政状況

(1) 歳入決算の推移

歳入決算については、収入全体に対して自主財源である町税の割合が低い一方、地方交付税の割合が高くなっています。

直近10年間の歳入決算の推移を見ると、令和元年度の歳入は10年前と比較し、約7.2億円減少しています。年度別に見ると、平成23年度、平成27年度、平成30年度、令和元年度に減少し、それ以外の年度では増加となっていますが、全体的には減少傾向にあります。

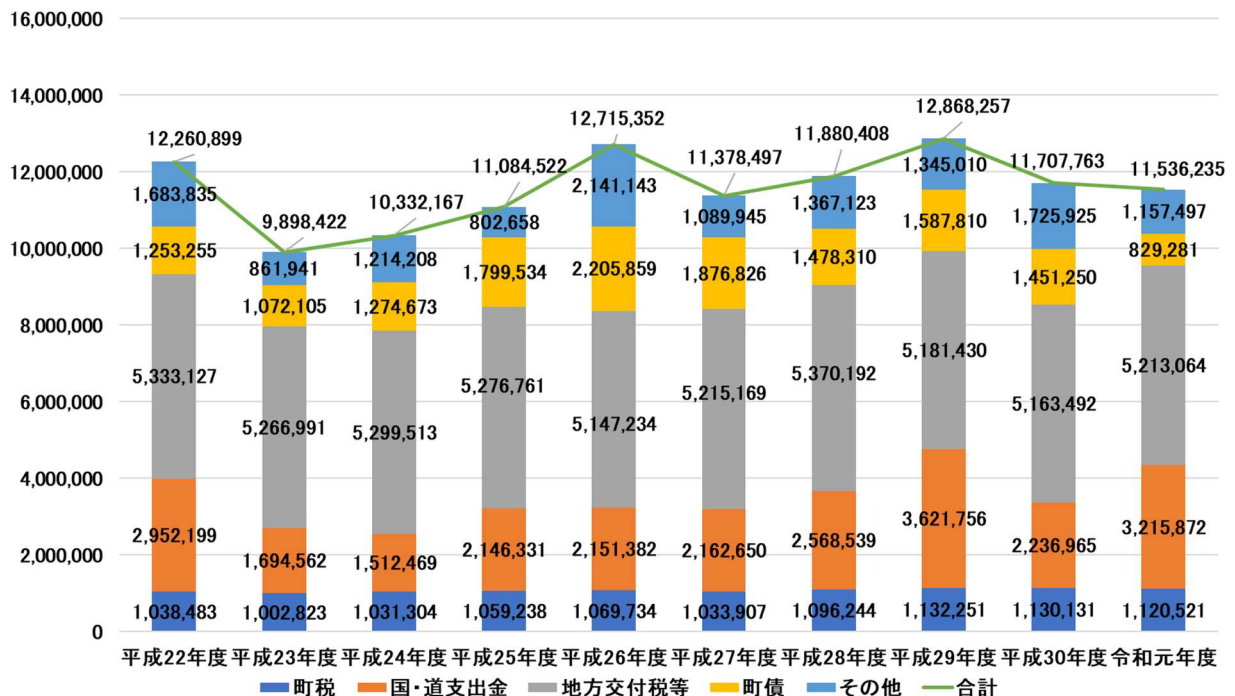
主な財源である地方交付税については、国の施策によって左右されやすく、将来の見通しが立てにくい財源でもあるため、今後の先行きについては不透明です。よって、自主財源である町税を安定的に確保することが課題となっています。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
町税	1,038,483	1,002,823	1,031,304	1,059,238	1,069,734	1,033,907	1,096,244	1,132,251	1,130,131	1,120,521
国・道支出金	2,952,199	1,694,562	1,512,469	2,146,331	2,151,382	2,162,650	2,568,539	3,621,756	2,236,965	3,215,872
地方交付税等	5,333,127	5,266,991	5,299,513	5,276,761	5,147,234	5,215,169	5,370,192	5,181,430	5,163,492	5,213,064
町債	1,253,255	1,072,105	1,274,673	1,799,534	2,205,859	1,876,826	1,478,310	1,587,810	1,451,250	829,281
その他	1,683,835	861,941	1,214,208	802,658	2,141,143	1,089,945	1,367,123	1,345,010	1,725,925	1,157,497
合計	12,260,899	9,898,422	10,332,167	11,084,522	12,715,352	11,378,497	11,880,408	12,868,257	11,707,763	11,536,235

(単位：千円)

決算額の推移(歳入)



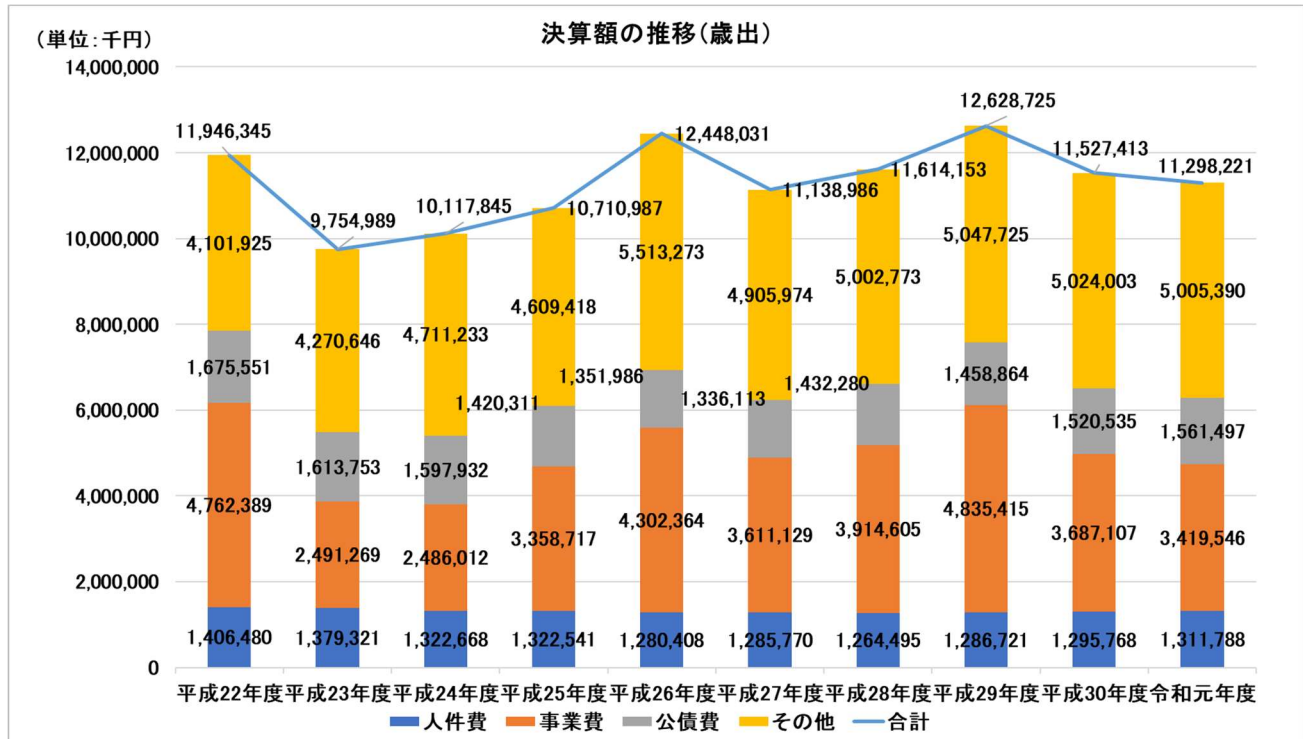
(資料：総務省「市町村決算カード」)

(2) 歳出決算の推移

歳出決算の推移を見ると、主に道路、公園、公営住宅、その他建設費用である事業費については、一時期抑制していましたが、国の緊急経済対策や耐震化の取り組み、町内公共施設の建設により平成24年度から平成29年度まで増加傾向にありました。現在は減少傾向にあるものの、今後維持管理や補修等に係る費用がかさむことが想定されます。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	1,406,480	1,379,321	1,322,668	1,322,541	1,280,408	1,285,770	1,264,495	1,286,721	1,295,768	1,311,788
事業費	4,762,389	2,491,269	2,486,012	3,358,717	4,302,364	3,611,129	3,914,605	4,835,415	3,687,107	3,419,546
公債費	1,675,551	1,613,753	1,597,932	1,420,311	1,351,986	1,336,113	1,432,280	1,458,864	1,520,535	1,561,497
その他	4,101,925	4,270,646	4,711,233	4,609,418	5,513,273	4,905,974	5,002,773	5,047,725	5,024,003	5,005,390
合計	11,946,345	9,754,989	10,117,845	10,710,987	12,448,031	11,138,986	11,614,153	12,628,725	11,527,413	11,298,221



(資料：総務省「市町村決算カード」より)

第4章 将来更新費用の推計と本計画の数値目標

1. 将来更新費用の推計

本計画の前提となる将来更新費用について整理します。将来更新費用とは、今後、施設を更新するために必要となる資金投資額を指します。公共建築物、土木系公共施設、企業会計施設のそれぞれの将来更新費用は、以下のとおりです。

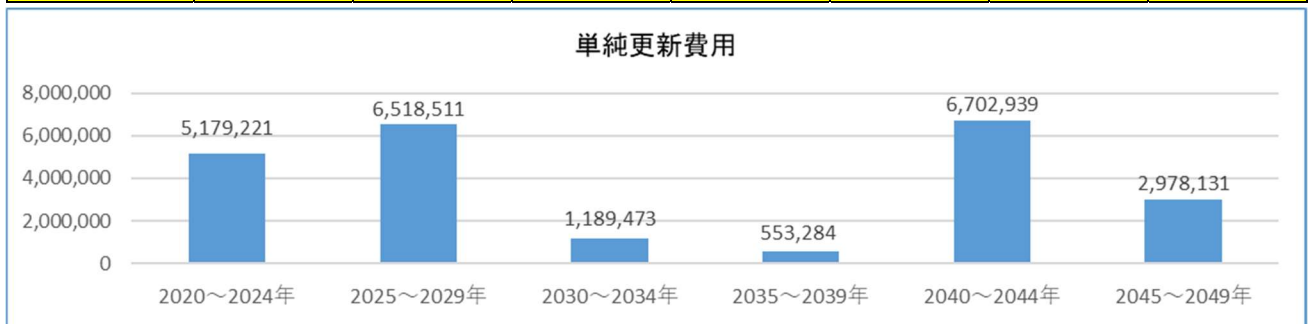
(1) 公共建築物

総務省の公共施設等更新費用試算ソフトをもとに、現在保有している資産を単純更新した場合の今後30年間の費用を計算すると、合計201億円の更新費用が掛かる見込みです。学校が最も多く約60.7億円、次いで公営住宅が59.5億円となっています。

【単純更新費用】

(単位：千円)

	2020～2024年	2025～2029年	2030～2034年	2035～2039年	2040～2044年	2045～2049年	合計
庁舎等	0	0	273,120	0	2,447,612	0	2,720,732
福祉関連施設	116,008	498,363	0	90,882	762,689	1,233,418	2,701,360
子育て支援施設	0	0	0	78,718	568,168	0	646,886
学校	3,374,910	1,865,820	826,980	0	0	5,280	6,072,990
公営住宅	727,642	1,331,128	69,303	383,684	1,702,630	1,739,433	5,953,819
体育施設	161,701	0	20,070	0	1,221,840	0	1,403,611
公民館等	798,960	0	0	0	0	0	798,960
公営企業関係施設	0	2,823,200	0	0	0	0	2,823,200
その他	687,733	1,413,779	1,499,792	210,770	470,260	1,506,033	5,788,367
合計	5,179,221	6,518,511	1,189,473	553,284	6,702,939	2,978,131	20,143,428



(資料：美瑛町「個別施設計画」より)

(2) 土木系公共施設

①橋りょう

中長期的な対策費用として、今後 60 年間の修繕事業費を試算すると、従来型の事後的な大規模補修・更新を行うと仮定した場合の事業費は、約 395 億円となります（「橋梁長寿命化修繕計画」より）。

②下水道

整備済みの処理場施設の機械・電気設備及び土木・建築施設を標準耐用年数で改築するものとして改築の需要を見通し、また、実際の工事期間を考慮したうえで、土木・建築施設は 3 年、機械・電気設備は 2 年を施工期間として設定し推計を行いました。

なお、改築の需要見通しは、過年度の投資金額にデフレーター¹を考慮した金額を将来改築事業費としてシミュレーションを行いました。

以上の結果に基づき、今後 100 年間の下水道事業全体の改築需要見通しは、315 億円となります。

(単位：百万円)

項目	管路施設	処理場施設	計	年当たり事業費
標準耐用年数で改築	19,516	12,009	31,525	315

(資料：美瑛町「下水道ストックマネジメント計画」より)

③上水道

平成 30 年以前に耐用年数を超えている未更新管について今後 10 年間で優先的に更新（配水管工事量は各年平準化）を行い、令和 2 年度以降に更新時期を迎える管の更新は令和 12 年度以降に行うものとした場合、今後 10 年間の上水道の更新費用の見通しは約 16 億円となります。

¹ デフレーター…建設工事費を異なった時点で比較するとき、その間の価格変動による影響を除いた実質値を割り出すために用いられる物価指数。価格修正因子。

(単位：千円)

	合計	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
建設改良費	1,552,078	16,000	75,120	75,120	75,120	75,120	75,120	75,120	365,120	355,120	365,118
水道施設整備費	1,392,078	0	59,120	59,120	59,120	59,120	59,120	59,120	349,120	339,120	349,118
原水及び浄水費	1,110,000	0	27,778	27,778	27,778	27,778	27,778	27,778	317,778	307,778	317,776
配水及び給水費	282,078	0	31,342	31,342	31,342	31,342	31,342	31,342	31,342	31,342	31,342
メーター交換費	160,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000

(資料：美瑛町「水道事業経営戦略」より)

以上のことから、公共建築物、土木系公共施設の更新費用は今後大きく膨らむことが予想される一方、人口減少などの要因から財政状況は厳しくなっていく見通しです。

2. 本計画の数値目標

建築物に関しては「美瑛町個別施設計画」、橋梁に関しては「美瑛町橋梁長寿命化修繕計画」、下水道に関しては「美瑛町下水道ストックマネジメント計画」、上水道に関しては「美瑛町水道事業経営戦略」をもとに長寿命化等の費用を積算すると、長寿命化対策等の効果額は以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

		長寿命化等の費用	耐用年数経過時に 単純更新した場合	長寿命化対策等の 効果額
建築物	個別施設計画(a)	13,182	20,143	6,961
インフラ 施設	橋梁(b)	13,500	39,500	26,000
	下水道(c)	17,139	31,525	14,386
	上水道(d)	1,552	3,235	1,683
計(a~d)		45,373	94,403	49,030

現状の財政状況では、今後増加していく更新費用を賄うのは困難です。よって、本計画では施設の単純更新だけでなく、利用状況等を考慮した施設の長寿命化や統廃合を検討し、将来の更新費用の削減目標を490億円とします。

第5章 公共施設マネジメントに関する考え方

1. 公共施設等の維持管理に関する方針

【建築物の維持管理方針】

- ・保有する公共施設の全体面積を、人口減少や人口構造の変化を見据え縮減に向け取り組んでいきます。
- ・建設から一定期間を経過した施設は適宜点検、診断を実施し建設から30年を超えるもので長期の活用が見込まれない場合は、廃止を検討します。
- ・今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷となる前に、予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでトータルコストを縮減します。
- ・施設によっては、既に策定されている各計画を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行います。

【インフラ系施設の維持管理方針】

- ・構造物の状態を客観的に把握、評価し、中長期的なコスト縮減を目指した公共施設マネジメントによる取り組みを推進します。
- ・人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の廃止や縮小を検討します。
- ・今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷となる前に、予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでトータルコストを縮減します。
- ・施設によっては、既に策定されている各計画を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行います。

【安全確保に関する方針】

- ・日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努め、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、計画的な修繕・廃止を検討し対応します。
- ・廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境・治安に悪影響を与えないよう、財政状況を勘案しながら取り壊しを進め、安全性の確保を図ります。

【長寿命化に関する方針】

- ・今後も保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、トータルコストを十分検討した中で、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

【耐震化に関する方針】

- ・各施設の利用状況などを勘案し、避難所や教育施設などを中心に利用者への安全確保を図ります。

【ユニバーサルデザインに関する方針】

- ・バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられています。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

【脱炭素化の推進方針】

脱炭素社会の実現のため、太陽光発電設備や電気自動車発電設備の設置などによる再生可能エネルギー導入検討や公共施設へのLED照明設備等の導入など、美瑛町地球温暖化対策実行計画に基づく取り組みを実施することで公共施設等の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

【総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針】**(1) 町民との情報共有と協働体制の構築**

公共施設マネジメントの推進に当たっては、町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れて検討を行うことから、町民の理解が必要不可欠となります。

そのため、町ホームページを活用した情報発信など、町民からの意見・要望を取り入れながら、協働による公共施設の維持管理の在り方について検討していきます。

(2) 民間活力の活用体制の構築

PPP/PFIなど、必要に応じて様々なノウハウを持つ民間事業者を活用し、施設整備・更新・維持管理・運営をより効果的かつ効率的に取り進めます。

2. 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

【公共施設に関する基本方針】

(1) 庁舎等

長寿命化を図ることを前提に、修繕による対応をしていきます。予防保全等を踏まえながら、事前の修繕等の対応を行います。また、災害時においても必要な機能を果たせるよう改修を図ります。

(2) 子育て・福祉関連施設

町民にとって今後特に重要な施設となることから、現状の規模を維持していくことを前提とします。施設管理については、法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化や故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図ります。

(3) 公営住宅

施設の方向性等については、施設の劣化状況、利用状況、町の人口推移等を参考に総合的に判断して、施設規模の適正化を検討します。

公営住宅等については、「美瑛町公営住宅等長寿命化計画」との整合性を図りながら施設の方向性等を検討していきます。

教員住宅については、学校規模の状況、児童・生徒の減少の動向などにより教職員の配置も大きく変わるため、保全の考え方により計画的に修繕等を実施します。

(4) 学校施設

長期的な視点による効率的な維持管理を行い、トータルコストの縮減に努めます。また、学校規模の状況、児童・生徒数減少の動向、適正な学区の設定等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

(5) 体育施設・公民館等施設・その他の施設

施設の劣化状況を把握した中で、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新するよう長寿命化を図ります。また、利用者との連携を図り、施設設備の安全確保にも努めます。

施設の方向性等については、施設の劣化状況、利用状況、町の人口推移等を参考に総合的に判断して、施設規模の適正化を検討します。

（６）公営企業関係施設（病院）

病院は、地域の健康を担う医療機関としての役割を持っていることから、現状の規模を維持していくことを前提とします。施設管理については、法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化や故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや施設利用の安全性の観点により適切な対応を図ります。

【インフラ施設に関する基本方針】

（１）道路

舗装・照明柱等・農道は、点検結果により経年的な劣化に基づく適切な更新年数を設定し、更新することを検討します。施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施します。

（２）橋りょう

橋梁長寿命化計画や橋りょう点検結果を基に、修繕方法や実施時期を検討し、計画的かつ効果的にトータルコストの縮減を図るよう、維持管理に努めます。

（３）公園（公園内遊具等工作物）

遊具等については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、毎年度安全点検により安全確保に努め、事故につながるような老朽化対策や長寿命化などの適切な措置を講じます。

（４）上下水道

定期的な点検により施設の破損状況や劣化状況等を把握し、優先順位を考慮しながら予防保全を前提とした計画的な修繕を実施し、長寿命化を図ります。

3. インフラ等整備実施事業について

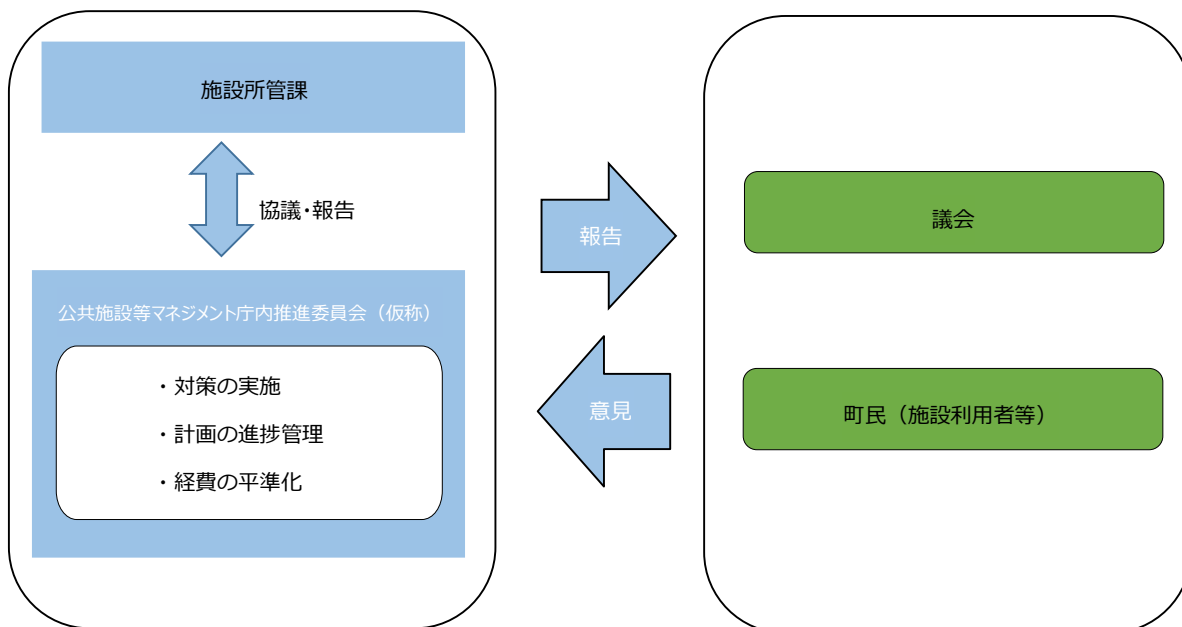
本町においては、財政の安定化と公債費等の適正化を図るため、毎年度6年先までの建設事業計画の更新を行っています。本計画においても、公共施設の計画的維持保全を目的とし、施設の修繕及び改修に係る各課実施予定事業を把握し、計画的な財政運営に努めます。

第6章 公共施設マネジメントの実行体制

1. 推進体制

公共施設マネジメントの推進に当たっては、全ての公共建築物を一元的に情報管理し、組織横断的な調整に当たる組織及び意志決定機関として、「公共施設等マネジメント庁内推進委員会（仮称）」を立ち上げる予定となっています。

また、インフラ資産等については、専門的な技術やノウハウの蓄積がある、それぞれの所管課において公共施設マネジメントを推進していきます。



2. 情報等の共有

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報の一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財政係との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

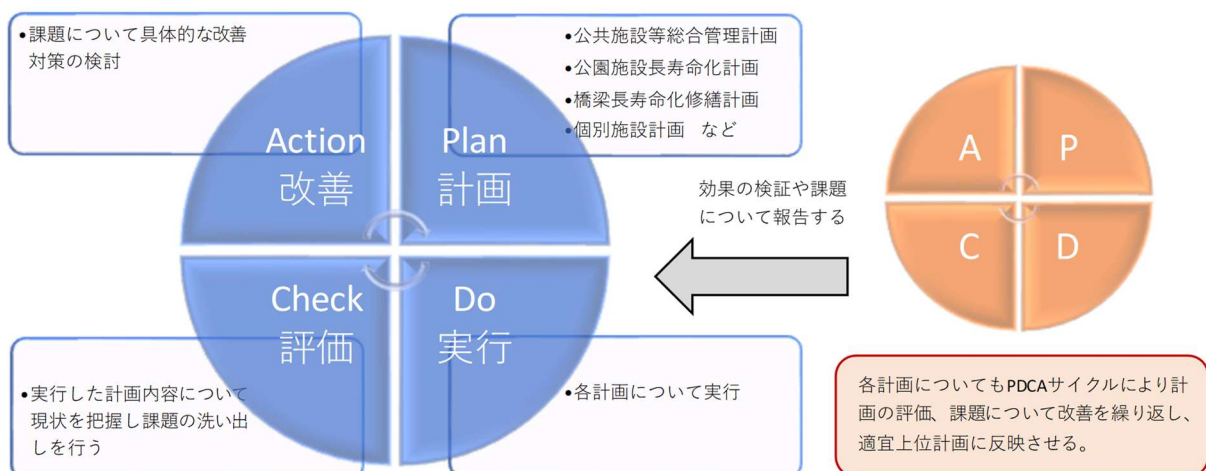
3. 町民等との協働

公共施設の在り方を検討する際には、町ホームページを活用した情報発信など、町民からの意見・要望を取り入れながら、公共施設マネジメントを推進します。

4. PDCAサイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントにPDCAサイクルを取り入れ、常時、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、PDCAを繰り返す、施設ごとに効果の検証と課題等を庁内推進委員会に報告します。委員会では本計画の進行状況をまとめ、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。



美瑛町公共施設総合管理計画

〒071-0292 北海道美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号

Tel0166-92-1111

Fax0166-92-4414